

提言に向けて整理等が必要な事項（第17回検討委員会終了時）

1. 事務局への質問等

質 問 等	函館市の考え方
(1) 「子どもの権利条約」を、函館市はどう受け止めているのか。	(1) 「子どもの権利条約」は、日本も批准しており、認知もされているので、否定するものではない。
(2) 「条例の性格」の①で「人権の尊重を主眼とする条例」としているが、何故「権利の尊重を主眼とする条例」にしなかったのか。	(2) この部分については、検討委員会の中で様々な意見がある。「人権」とは、人が生まれながらにして当然に有する権利であり、かなり幅広い概念を持っていることから、あえて議論が錯綜する言葉、紛らわしさのある言葉を使用しないで、市民が共有できると思われ、憲法でも使用されている「人権」という言葉を引用した。
(3) 「条例の性格」に、「子育て支援」が入っていない。「子育て支援」も大事な条例制定の目的であるが、要素は入っているのか。	(3) 「子育て支援」も大事であるため、「条例の基本理念」には盛り込んでいる。しかし、「条例の性格」のところは、検討委員会での議論が概ね「人権の尊重」と「健全育成」に分かれていたので、その2つの意見を記載した。
(4) たたき台のP2の下から5行目「子どもを安心して育てられる社会」となっているが、「生み」が落ちている。	(4) 「子どもを安心して生み育てられる社会」に、訂正したい。
(5) このたたき台は、抽象的である。条例の原文というか案に近いような形の中身の提言部分もあっても良いのではないのか。このたたき台だと、どういうふうにか条文化されていくのかわからない。今まで何を議論してきたのかという感じがする。	(5), (6) 提言がこうあるべきという定めはない。検討委員会の中で共通の合意が得られたものについてはまとめることはできたが、様々な意見がある部分については、一つのパターンで、一方方向に書き連ねていくことは難しい。 どちらかに偏るということではなく、概念的なもの、方向性のようなもので、カテゴライズをしながらまとめた。
(6) 提言はあくまで提言であり、検討委員会で条文を作るわけではないという共通認識を持った方が良い。検討委員会では、条例に対してこういう方向性、こういうビジョンを掲げたらどうかということまでである。	
(7) このたたき台に入っていない分野のものが結構ある。例えば、「第三者機関」、「子ども会議」、「子どもの総合計画」などであるが、これらのものをどうするのか協議する必要がある。	(7), (8) これはたたき台なので、検討委員会で議論して頂き、委員の皆様の合意がとれた場合には、修正もあり得ると考えている。
(8) 今日の議論を踏まえて、たたき台に反映させるということはしないのか。	

2. 論点が分かれた意見

<p>(1) 子どもは社会の構成員</p>	
<p>子どもは大人と同じ社会の構成員であり、社会を構成している存在であるということを、基本的な考え方として入れなければいけない。</p> <p>P 1の本文4行目の「子どもの一人ひとりの人権が尊重され、生存と発達が保障される社会」という規定は昔からある。これは、子どもが客体である。大人によって人権が尊重される。大人によって発達が保障される。大人社会が子どもを見た表現である。</p> <p>「子どもの権利条約」は、そうではなく、子どもは客体と同時に社会の構成員として口を出せる主体でもある。</p>	<p>「子どもは社会の構成員である。」という言葉は、確かに入っていないが、P 1の本文4行目の「子どもの一人ひとりの人権が尊重され、生存と発達が保障される社会」という表現で、そういった意味合いが読み取れる。解釈の違いである。</p> <p>「子どもは社会の構成員」という言葉がないから、その精神が入っていないということではなく、そういう精神を含んだ上で、こういう表現をしていると考える。</p>
<p>(2) 子どもの最善の利益</p>	
<p>「子どもの最善の利益」という言葉は、子どもの権利条約第3条から引用してきており、子ども条例全体の中で、子どもの権利条約というものの考え方を尊重していくということから、この表現で良いのではないか。</p> <p>なお、「子どもの最善の利益」というときは、子どもを層として、社会的構成員として見ている。個々の人間のことを言っているわけではない。子どもと子どもの利益がぶつかるとか、そういう理屈の問題ではない。社会を構成している一つの層として、子どもの最善の利益を社会、あるいは国家や行政、大人がどういうふうにして考えていかななくてはいけないのかということ、きちんと頭にまず置くべきである。</p>	<p>「子どもの最善の利益」という言葉を替えないと一般市民に正しく伝わらない。</p> <p>P 5の6に「市民が共有できる表現を用いること」と書いてあるが、「子どもの最善の利益」と書くのであれば、この言葉の意味合いを、かなりきちんと市民に理解させないといけない。「子どものそれぞれの意見表明といたしながらの我が儘合戦が始まってしまう。」これが一般的な捉え方だと思う。</p> <p>したがって、専門家の言葉は一切使用しないで、一般市民レベルに落とす必要がある。</p>
<p>(3) 子どもの意見表明権</p>	
<p>「子どもの最善の利益」を子どもたち自身が意見を表明することによって実現していくという視点が抜け落ちている。</p> <p>「子どもの最善の利益」は、昔からあった概念であるが、「子どもの権利条約」は、それに「子どもの最善の利益」を決めるにあたっては、社会として子どもを層として見て、どういうことが「子どもの最善の利益」なのかということ、子ども自身に意見を述べさせる機会を制度的に設けるべきであるということ、もう一つの柱として立てた。</p> <p>「子どもの権利条約」の意見表明権の条文を読むとわかるが、大人が必ず受け止めて何とかしなくてはならないとは書いてない。自己の能力に従って、自分の環境をこうしてほしいと言える機会をきちんと与えなさい。そのことを大人社会はちゃんと考えてあげなさい。というレベルであり、取り入れろと言っているわけではない。</p>	<p>子どもの意見表明を認めることは大切であるが、どのレベルなのか。どういうことを意味しているのかわかりづらい。十分注釈なりを加えた上でとなると、ややこしい条例になってしまう。</p>

(4) 子どもの権利条約

「子どもの権利条約」に基づく云々ということを実体的に入れるかどうかは別に、「子どもの権利条約」が目指すもの、精神みたいなものは提言書の中に反映されないとまずい。日本は、「子どもの権利条約」に批准し、権利条約に基づいた様々な諸政策を進めていくことを世界に約束した。権利条約に基づいて法律もそれに整合性がとれる形で制度整備を進めていることから、「子ども条例」もそういう精神に合致したものでないとならない。良い悪いの議論ではなく、法理論上、大前提であるという確認をしておく必要がある。

そもそも法律とか条例は何のために作るのか。現状に問題がなければ作る必要はない。今よりも一歩前に進むために作るのが法律や条例である。

法律や条例が、初めから全ての国民あるいは市民に全部理解されているわけではない。だからたたき台に、理念について時間をかけて浸透させていくと書いてある。

「子どもの権利条約」のような考え方をどうしたら市民に浸透させていけるかということが必要である。一般市民に理解されていないので、持ち出さないのであれば、全く現状から進歩がない。だからこそ、表現はともかく、子どもの権利条約の精神みたいなものを何らかの形で市民に広めていく契機として条例があるのではないか。

児童虐待防止法やDV防止法にしても、初めから皆に理解されていたわけではなかった。それがだんだんと浸透していく、法律とはそういうものである。

世界レベルの議論よりも、まず足下から考えるべきである。この函館に生まれ、育ち、子どもを生み、子育てをして、本当にこの街で良かったと思えることの方が重要だと思う。

現代の日本においては、「子どもの権利条約」に書かれていることのほとんどができています。

このようなことから、「子ども条例」に、権利とかについて、たくさん書いてあえて誤解を生むよりも、「子どもの権利条約」を持ち出さないで、シンプルでわかりやすくした方が、一般市民にはきちんと伝わる。

3. その他意見等

- 子どもがどう育ってほしいのかということが、大人だけではなく、子どもが見てもわかるように書いた方が良い。どんなことをすれば、この条例ができて良かったと思えるのかということ、真剣に考えるべきである。
- 子ども条例の基本は、子どもにやさしいまちづくりの施策に生かされなければならない。子ども期を函館で育って良かったと言えるような施策に繋がっていければ良い。
- 前文を作るのであれば、単語だけで良いので、いくつか集めて、こんなような組み合わせとイメージで、どうなのかということ議論しなければならない。基本理念のところだけが先行していて、その大前提となるバックボーンとなる単語集めをした方が良い。
- 「条例の基本理念」のところであえて、(1)、(2)、(3)と区別して、理念を規定しているが、分けたが故に、噛み合わないところが出て来た気がする。これを一つにまとめることが可能かどうか検討していただきたい。
- 8～9割できていると理解している。いろんな議論が出ているが、たたき台の2の「条例の基本理念」の(1)、(2)、(3)が、そのまま理念に入ってくる内容である。3の「条例の性格」は、注釈みたいなものである。4の「子育てに関する社会の各主体の役割と連携」と、5の「条例の基本理念に基づく重要な取組」に挙げている項目については、委員の中で反対している人はいないと思う。4、5の部分は、条例のそれぞれの条文の具体的な施策なりに盛り込まれていくことになる。

(参考)「子どもの最善の利益」とは(案)

子どもの権利条約第3条に規定されている。

子どもに関係のあることを決める際に、大人が自分たちの都合や社会常識などにより、こうした方が「子どものため」であると勝手に決めるのではなく、子どもの意見も尊重しながら、子どもの立場に立って、子どもにとって最も良いことは何かを考えることが必要である。

子ども一人ひとりの「最善の利益」は異なるが、その子自身の持っている力を限りなく引き出し、社会的に自立した大人へと成長・発達し、自信を持って生きていけるように、子どもの周囲の大人達が話し合うことが大切である。

※子どもの権利条約第3条第1項

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。